

いつもお世話になっております。

三重県知事より令和2年4月20日(月)～令和2年5月6日(水)までの期間において三重県全域を対象に新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた休業協力要請が発表されました。

具体的な内容は下記の通りです。

●実施内容

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第24条第9項に基づき施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請する。また、これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。
- ・ イベント・パーティ等の開催は、クラスター発生の恐れや「3つの『密』」の発生が考えられる集まりについては、原則、中止または延期を強く要請する。
なお、当該イベント自体は「3つの『密』」等に該当しないものであったとしても、一定規模の人員が集まる、県外から参加者が見込まれるなどの場合には、原則、中止または延期を要請する。
また、やむを得ずイベントを開催する場合においては、適切な感染防止対策の徹底について協力を要請する。

1. 基本的に休止を要請する施設

- (1) 床面積の合計によらない下記の施設
遊興施設等、文教施設、運動・遊戯施設、劇場等、集会・展示施設
(※漫画喫茶、カラオケ、スポーツクラブ、パチンコ店、映画館等)
- (2) 床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設
大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、
商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

- (1) 床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設
大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、
商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

3. 基本的に休止を要請しない施設

※別紙の「適切な感染防止対策」の協力を要請

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000886471.pdf>

- (1) 社会福祉施設等
(保育所、学童クラブ、デイサービス等)
- (2) 社会生活を維持する上で必要な施設
(上記の添付資料を参照してください)

●三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）に対して、県・市町が協調して協力金を交付します。※申請手続き等詳細については、令和2年4月27日を目途に公表される予定です。

チラシ：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000886500.pdf>

支給額：1事業者あたり50万円

受付期間：令和2年4月27日（月）～5月22日（金）（予定）

申請方法：郵送のみ※WEBおよび持参による申請はできません

対象となる事業者：

三重県による休業要請等の対象となる県内施設を運営する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）のうち、県から協力要請を受け、休業又は営業時間を短縮した事業者が対象です。

※対象事業者例：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000886502.pdf>

対象となる要件：

- ・緊急事態措置期間中（令和2年4月20日から5月6日まで）に休業および夜間営業（20時から翌朝5時）の自粛の要請に全面的にご協力いただくこと。
- ・4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

※全面的な協力とは、緊急事態措置期間中の全期間、休業等を行っていただくことが基本となりますが、少なくとも4月22日から5月6日までの期間において休業等にご協力いただくことをいいます。

上記の件について相談窓口が設置されておりますので、ご不明な点がございましたら休業要請相談窓口へご連絡ください。

■休業要請相談窓口 059-224-2335

※参考資料

「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県緊急事態措置』～5つのお願い～」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000886470.pdf>

「適切な感染防止対策」の協力を要請

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000886471.pdf>

「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金のご案内」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000886500.pdf>

「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金の支給対象の施設例」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000886502.pdf>

+-----+

明和町商工会

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945

TEL : 0596-52-5235 FAX : 0596-52-3639

+-----+